

(別紙)

ハローワークでのマイナンバーの利用目的は、以下のとおりです。

※ 下記①～⑳以外の届出等においてマイナンバーが記載された添付書類の提出を受けた場合や、不要であるにもかかわらず下記①～⑳に掲げる届出書等を添付書類として提出を受けた場合は、個人情報保護の観点から、当該添付書類を不受理のうえ廃棄させていただきます。

【個人番号を記載する届出書等一覧】

届出書等		本人提出	事業所提出
雇用保険 関係	① 雇用保険被保険者資格取得届		○
	② 雇用保険被保険者資格取得届(連記式)個人別票		○
	③ 雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用 総括票		○
	④ 雇用保険被保険者資格喪失届		○
	⑤ 雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用 総括票		○
	⑥ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書	○	○
	⑦ 育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休 業給付金支給申請書	○	○
	⑧ 介護休業給付金支給申請書	○	○
	⑨ 雇用保険被保険者離職票 - 1	○	
	⑩ 教育訓練給付金支給申請書	○	
	⑪ 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資 格確認票	○	
	⑫ 雇用保険日雇労働被保険者資格取得届	○	
	⑬ 未支給失業等給付請求書	○	
	⑭ 個人番号登録・変更届出書	○	○
職業訓練 関係	⑮ 個人番号登録届出書(連記式)個人別票		○
	⑯ 個人番号登録届出書光ディスク等提出用総括票		○
	⑰ 受講申込・事前審査書(安定所提出用)	○	
障害者 職業紹介 関係	⑱ 職業訓練受講給付金支給申請書	○	
	⑲ 特定求職者氏名等変更届	○	
	⑳ 個人番号登録・変更届出書	○	

※ 郵送等によって個人番号を受理した場合は、個人番号等の確認後に本人確認書類をシュレッダーによる裁断処理等により確実に廃棄を行います。

※ 届出書等の提出の際、本人又はその代理人が、本人確認書類の持参を失念した場合は、個人番号を受理することができません。

雇用保険関係・職業訓練関係については、本人が本人確認書類の持参を失念した場合や、事業主の個人番号収集事務が間に合わず、後から個人番号を届出する場合は「個人番号登録・変更届出書」、「個人番号登録届出書(連記式)個人別票」、「個人番号登録届出書光ディスク等提出用総括票」又は「特定求職者氏名等変更届(⑭、⑮、⑯、⑲)」を使用します。